

移民政策学会 2020年冬季大会シンポジウム 12月12日(土) 14時半～17時
(オンライン)

移民政策とジェンダー 報告要旨

興行労働者から祖母へー在日フィリピン人女性の30年 高畑幸(静岡県立大学)

過去30年に渡り、日本でフィリピン女性が担ってきた役割は、日本のジェンダー規範と移民政策を反映している。

1980年代後半に増加したフィリピン人女性興行労働者は、労働政策外の専門技能者と扱われ、単身の若年女性による「疑似恋愛空間」での半年間の還流型就労は2005年まで続き、男性の「夜遊び」文化を維持させると同時に国際結婚を大衆化させた。同じく1980年代後半の過疎地での集団見合い(農村花嫁)も、跡継ぎの出産と家族介護を担う女性が切望された結果であろう。移民政策は時期尚早とされた20世紀に、興行労働者にとって国際結婚は定住手段となった。これは「日本とのつながり」を根拠とする当時の属性主義的な定住資格付与の結末と言える。

その傾向が変わるのが2000年代半ばである。興行労働者の大量雇用が終わり、看護や介護、英語教師等の技能職の就労機会が増え、能力評価や資格取得等の業績主義的な定住資格取得が可能となると同時に日比国際結婚は減少した。

興行労働を日本での初職として定住した女性たちは今や50代となっている。困難はありながらも、結婚移民は親族の結婚斡旋(紹介婚)や子育てを通じて「身内を増やす」、介護職や技能実習生関連の就労・起業等で「生活経験と日本語能力を生かす」戦略で乗り切ってきた。今後は老後生活への備えや健康維持、緊急時の相互扶助に向けて、彼女らのネットワークと共同体はより自律的に再編されていくであろう。

稼ぎ手としての『家族滞在』者：コロナ禍の在日ネパール人にみる支援制度の課題 田中雅子(上智大学/滞日ネパール人のための情報提供ネットワーク)

約10万人に及ぶ在日ネパール人社会の特徴は「家族滞在」者が最も多く3万人いることである。日本政府が推進する技能実習や特定技能制度を利用し、生産労働分野で来日する人はわずかである。介護や家事労働など再生産労働に従事する人も少ないが、宿泊・飲食サービス業で働く人の割合は高い。家族滞在者の大半は「技能」資格で来日するコックの配偶者や子どもである。コックは低賃金でも、呼び寄せた妻が夫より高いアルバイト収入を得れば家計が安定するからである。

しかし、コロナ禍で宿泊・飲食サービス業は大打撃を受けた。コックより収入が多く、実

質的に一家の稼ぎ頭であった妻が職を失っても申請できる支援は少ない。彼女たちは、日本の諸制度が家父長制に基づく世帯単位であり個人単位ではないため、制度の利用を阻まれている。

労働力としての「外国人材」の活用を全面に出す日本政府の方針は、基本的に家族の帯同を認めていない。しかし、現実には技能資格者は家族を呼び寄せている。留学生 30 万人計画によってやってきた留学生同士も、結婚し、日本で家族を形成している。家族での定住化を目指すネパール人の例から、現行の政策の矛盾点を考える。

シティズンシップの制度的剥奪？ 一家事労働と移民を鍵に考える

阿部温子（桜美林大学）

リベラリズムの追求する市民権（シティズンシップ）を中核においた人々の間の平等自体は、肯定的に評価されて当然であろう。しかし、21 世紀に入ってから移民研究が注目してきた移民受け入れ国の動向は、多文化主義に背を向け市民権に重点を置くことで「市民権に相応しくない移民」の排除・制限が強調されるものとなった。

他方でフェミニズムも、リベラリズムが想定するシティズンシップは公的領域における自律した個人にのみ相応しいものとして、他者のケアを担う役割を歴史社会的に負いつけている女性がそこから除外されることを見過ごしてしまうと、シティズンシップを媒介にした不平等を指弾する。

今日、フェミニズムによるリベラリズム批判を体現する一つが、移民家事労働者に対するシティズンシップの否定であろう。日本の場合、アジア諸国または OECD 諸国と比較して海外からの家事労働者の導入は遅く、かつ規模も小さい。しかしながら女性であることを前提とした家事労働者を海外から受け入れるというその政策決定は、家事労働のジェンダー化を強化し、さらにそのような再生産労働に携わる人々が、市民権から遠ざけられていることを制度設計上当然としている。歴史的に作られた家事労働とシティズンシップの相反関係を破壊するには、何が必要なのだろうか。